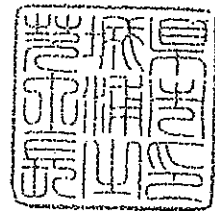


土浦市告示第174号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成23年8月22日

土浦市長 中川 清



1 都市計画の種類

種別	地区計画
名称	東筑波新治工業団地地区計画
面積	約35.3ha

2 都市計画を定める土地の区域

土浦市本郷及び沢辺の各一部

3 都市計画の縦覧場所

土浦市都市整備部都市計画課